

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容及び到達目標

- アー 1) 27年度カリキュラムの完成年度にあたり、学修成果を検証する。
- アー 2) GPA制度の導入に伴い、科目間の成績分布について、組織的に検討する機会を設け、30年度に新たに設置するFD/SD委員会を中心に組織的な教育の質改善を図る。
- アー 3) 平成30年度に新たに設置する看護学実習委員会の機能を充実させ、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに基づき、第1段階から第6段階までの全ての実習を効果的・効率的に推進する。
- アー 4) 「予防的家庭訪問実習」を平成30年度以降の大学独自カリキュラムとして学部生全員に継続実施するための運営方法を整備し、学生教育、高齢者の健康づくり及び地域の再生・活性化と地域包括ケアシステムの推進を視野に入れた運営方法を検討する。
- アー 5) 初めて行う養護教諭実習の運営体制を整備する。
- アー 6) 新たに導入した入学者受け入れ方針や、改定したアドミッションポリシーに基づき、相応しい入学者獲得のため、入学試験の方法を引き続き検討する。
- アー 7) 平成28年度に新たに開始した臨床教授制や実習指導指針の作成・活用、実習施設に向いて行う臨地実習指導者短期教育プログラムを継続することにより、実習指導の実を上げるとともに、成果について情報収集する。
- イー 1) 大学院広域看護学コースでは、修了生の業務実施状況の調査及び「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度（厚生労働省、2010）」を用いた調査を行い、教育プログラムの効果を検討する。
- イー 2) 大学院助産学コースでは、段階的OSCE（客観的臨床能力試験）を取り入れた教育カリキュラムの評価を行いながら、教育プログラム全体を精選するとともに、引き続き定員の確保に努める。
- イー 3) 大学院NPコースのアドミッションポリシーに見合う人材確保のために大分県内の医療機関との連携を図り、入学者を獲得するとともに、大分県内で活動するNPの配置を強化する。また、大学院NPコースにて特定行為研修を含む教育の質を担保するため、入学試験のあり方を検討するとともに、実習指導者や特定行為管理委員会の意見を反映したカリキュラムの見直しを行う。
- イー 4) 大学院看護管理・リカレントコースでは、看護職の学び直しと研究力育成のために、大分県内の医療機関等への広報活動を強化し、入学者を獲得するとともに、希望者がいれば認定看護管理者の受験資格を得るための看護管理学演習の開講準備を行う。
- ウ) 大学院生室の共用プリンタを更新し、消耗品予算を大学院研究科として確保する。新入生オリエンテーションで、研究指導教員の選抜についてコース別に詳しく指導する。

(2) 教育の実施体制

- アー 1) 優秀な学生を確保するため、大分県内の高校を訪問し、高校との連携及び看護の魅力の理解に向けて、積極的な活動を行う。
- アー 2) 平成30年度に新たに設置するFD/SD委員会による学習方法や授業方法の研修など、教育方法の改善・改革を推進する。
- アー 3) 平成30年度に新たに設置する看護学実習委員会により、直接学生に関わる担当教員と実習運営に責任をもつ専任教員との連携を強化し、実習指導體制の機能を推進する。

- アー 4) 看護系教員が全員で関わる看護技術修得プログラム（第1段階～第4段階）に加え、看護スキルアップ演習を実習運営小委員会が担当することにより、看護実践能力向上のための段階的かつ総合的な運営を図る。
- アー 5) 養護教諭養成課程の運営に必要な図書等の施設整備費を確保するとともに、養成に関わる教職員の研修に必要な経費を予算化する。
- イー 1) 実習施設の協力者及び支援者に対して、本学の教育や実習への理解を深め、看護教育の魅力を共有するため、複数の実習施設で行う実習指導者・大学教員交流会や、大学教員が実習施設に出向いて行う実習指導者短期教育プログラムを継続・発展させる。
- イー 2) 創立20周年記念事業、看護国際フォーラム、出前講座、公開講座及び総合人間学を活用し、看護・看護学の意義や魅力、本学の長を社会に発信する。
- ウ) 遠方から通学する大学院生が自宅で学べる環境を整えるため、授業録画の発信とナーシングスキル等によるeラーニングを継続し、学習効果を評価する。
- エー 1) 学部定員については、養護教諭履修学生が初めて就職試験を受験するため、状況を勘案しつつ定員変更の必要性について検討する。
- エー 2) 大学院の受験生の背景を分析し、定員及び入試広報戦略について検討する。

(3) 学生への支援

- ア) 学生支援の機能を多面的に行うことができるIT化を目指して教務システムを更新する。
- イ) 早期に国試模試を導入するとともに、年間の模試計画の早期の立案及び個別・小人数指導体制の整備、学習環境の工夫などにより、学習への動機付けを高める。
- ウー 1) 学生の経済的負担を軽減するため、授業料減免制度を拡充するとともに、奨学金等、現行制度の情報発信についてもその強化を図る。
- ウー 2) 1年次生から3年次生までの担任を複数とし、学生の生活状況や学習意欲向上に向け、きめ細かい支援を行う。また、学生の健康問題に関しては、保健室保健師と学年担任、教務学生グループが連携して支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対しては、カウンセラーと精神科医によるコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制を強化する。また、保健室の活動について教職員に周知する。
- ウー 3) 学生同士又は学生と教員が交流できる環境づくりのため、新入生オリエンテーションを学内で実施する。コンタクトグループのミーティングと全学スポーツ交流会を4月に実施し、教員及び学年間の交流と情報交換の場とする。
- エー 1) 3年次生の就職・進学ガイダンスを3回に増やし、進路選択に向けた活動の動機付けを高め、県内施設へのインターンシップ参加を推進する。
- エー 2) 就職・進学ガイダンスに県内で就業する卒業生を招き、在学生との交流の機会を設け、県内施設への就職支援を行う。
- エー 3) 県内施設・大分県看護協会と就職・進路支援委員会及び看護研究交流センター継続教育推進チームとの連携を緊密にし、県内施設における職員・卒業生と本学教員との交流を図り、学生の県内施設への就職支援を積極的に行う。
- エー 4) 平成30年度実施の創立20周年記念事業において、同窓会と協力して卒業生の協力を得やすい体制づくりを進め、卒業生及び修了生を対象に動向調査を継続して実施する。ホームカミングデイを20周年記念式典日に開催し、在校生に本学卒業生の体験談やUターン情報の提供を行い、交流する。
- オ) 就学支援のための未来応援基金（仮称）の創設を実現する。

2 研究

(1) 研究の方向

- ア) FDを通じて教員の資質向上と研究の質的向上、科研費採択率の向上等を目指す。
- イー 1) 自治体や企業と共同で看護や健康に関する研究を進め、特許取得や実用化を目指すとともに、それらの活動を社会に発信する。また、企業との協力体制について、学内で検討を進める。
- イー 2) 予防的家庭訪問実習など地域指向的な研究の成果を、学会発表・論文として社会に発信する。

(2) 研究の実施体制

- アー 1) 研究活動を強化するため、平成30年度からFD/SD委員会を設置し、各教員の研究アイデアを実現するために学内競争的研究費の活用を推進する。また、科研費不採択課題に対して申請を促すとともに、ピアレビューを強化推進する。
- アー 2) 研究の倫理と安全に関する教職員・大学院生に対する研修(eラーニングによる研修等)を完全遂行する。
- イー 1) 第20回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。
- イー 2) 看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が、優れた研究成果を発信する学術誌として更に認知され、社会的役割を果たせるよう、増加しつつある投稿論文に対応できるよう査読・編集作業の効率化を進め、年3回の定期発行を目指す。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

- アー 1) 公開講座を大学で開催する。大学の行事や事業をマスメディア、大学HP及びfacebook等により発信する。同時に行政機関や看護協会などの関連団体にも周知の協力を呼びかける。TVやラジオなどマスメディアを活用して、積極的に活動を公開する。
- アー 2) 県民の健康意識の醸成を目指して、県内のイベントで健康・体力チェックを実施する。
- アー 3) 大分県スポーツ学会等と協力してスポーツ救護ナースを育成し、県内の競技会やスポーツイベントに救護員として派遣する。
- アー 4) 自治体に協力して、介護予防ボランティア等を育成する。
- アー 5) 大分県の介護予防体操「めじろん元気アップ体操」の普及に協力する。
- イー 1) 県内の看護職の看護研究支援のため、研究支援要望のある施設に教員を派遣し、研究支援の成果を共有するための看護研究交流会を開催する。これ以外に、ウェブ申込みによる情報処理統計相談に対応する。
- イー 2) 県及び大分県看護協会主催の研修会や県内施設より要望のあった研修に対して講師を派遣する。
- ウー 1) 本学同窓会「四つ葉会」の地区別会合や、保健師・助産師・NPなど領域別会合の開催に協力する。
- ウー 2) 創立20周年記念行事の周知のために動向調査を活用し、本学と本学同窓会「四つ葉会」が共催するホームカミングデイを実施、発展させる。
- ウー 3) 本学の卒業生・修了生で保健師、助産師及びNPとして活躍している者を対象に、それぞれ研修会を開催し、最近の動向や今後の方向性について情報交換を行うとともに、活動実態や課題を共有する場とする。

- エー 1) 大分県などの保健医療福祉政策に係る会議に専門の教員を派遣し、政策立案等に貢献する。
- エー 2) 住民の健康増進に資する人材育成、スポーツ活動、保健活動等に教員が参加・協力し、あるいは学生を派遣する。
- エー 3) 災害時の支援について検討するために、文献収集や調査によりニーズに関する情報整理を行う。

(2) 国際交流の推進

- アー 1) 韓国の蔚山大学校医科大学看護課程との交流を深める。
- アー 2) 蔚山大学からの学生の受入体制等の充実を図るとともに、更なる相互交流の推進を目指す。
- イー 1) 第20回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。また、4年次最後の総合看護学実習は、県内約40施設以外に、学生の希望があれば、海外施設にも門戸を広げて実習を行うことができるよう支援する。
- イー 2) 諸外国からの研修生や留学生を積極的に受け入れるための仕組みを英語版大学HPで発信する。

(3) 産学官連携の充実強化

- ア) Hallow（生きがいのある暮らしを創るデザインワークショップ）を自由科目と位置づけ、参加学生を募る。
- イ) 知財マネジメントに関する学内体制の整備に向けて検討作業を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- アー 1) 理事長（学長）のリーダーシップの下で、理事会・経営審議会及び教育研究審議会を積極的に運営することにより、効果的に大学運営を行う。
- アー 2) 創立20周年に向け、20周年記念事業実行委員会などと連携しながら、記念式典や記念誌発行等の関連事業を着実に実施する。
- アー 3) 学内役員会を定期的に開催し、理事長（学長）のリーダーシップに基づく機動的な意思決定を行う。
- イ) 平成29年度において各種委員会の見直しを行ったことから、その評価と更なる見直しを適切に実施する。
- ウー 1) 特定行為研修を適切に実施するため、学内に設置したNP事業推進チームや学内外の委員で構成する特定行為研修管理委員会の連携を強化する。
- ウー 2) 産学官連携推進のための体制整備を一層推進する。

(2) 開かれた大学運営

- アー 1) 大学運営の透明化を高めるとともに、社会のニーズを適切に把握するため、学外各層の専門家等を理事及び経営審議会委員に登用する。
- アー 2) 自治体の審議会・各種委員会の委員に本学教員を積極的に派遣する。
- イー 1) 卒業生・修了生が参加する同窓会等の会合を通じ、本学に対する意見を収集する。
- イー 2) 匿名でも投書できるよう学内及び学内webに設けた意見箱により、学生等の意見を広

く収集する。また、その内容をできる限り学内で共有するとともに、教育研究審議会等での議論も踏まえながら、可能な限りその実現を図る。

2 人事・労務管理の適正化

(1) 人事・労務管理の適正化

ア) 性別、年齢、国籍等に関係なく幅広い観点から優秀な教職員を確保するとともに、適切な人事配置を行う。

イー1) 大学固有事務職員の人事評価制度を確立する。

イー2) 教員評価制度については、これまでの結果を分析し、現行のシステムの改善を図るとともに、業務量の均等化を図る。

ウ) 国の動きを注視しながら、裁量労働制の評価・検証に着手する。

(2) 人材の育成

アー1) 新採用や新任教職員を対象とした学内研修を実施する。また、新任教員には、個別に担当教員による人材育成を行う。

アー2) 学内競争的研究費のプロジェクト研究、先端研究、奨励研究への申請を促進するとともに教員の研究意欲や研究能力の向上を図り、競争的研究費の活用を図る。

アー3) 教員に積極的に修士・博士の学位取得を促し、教育・研究の質の向上を図る。

イー1) 専門性の高い大学固有事務を担う大学固有職員の人材育成を行う。

イー2) 自治体が実施する研修や公益財団法人が行う各種研修を積極的に受講するとともに、公立大学協会や他大学などが行う専門性が高い研修にも積極的に参加するよう努める。

(3) 健康の保持増進

アー1) 教職員の心理的な負担の程度を把握し、事後の指導につなげるためのストレスチェックを適切に実施する。

アー2) 学長等による教職員への面談を定期的に行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入及び外部資金の獲得

(1) 自己収入の確保

アー1) 県内高校への訪問や出前授業、進学説明会、大学祭及びオープンキャンパスで大学の魅力をアピールするとともに、県内外から優秀な受験生を確保するための方法について検討する。

アー2) 地域社会や医療機関等のニーズを勘案した公開講座を開催し、参加者数の拡大を図る。

アー3) 授業料の滞納を防止するために、学生との相談を通じて助言や指導を行い、滞納を未然に防止する。

イ) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外者が利用しやすいように手続き等の詳細を大学HPに掲載し、積極的に貸出すことで財産貸付料収入の確保を図る。

(2) 外部資金の獲得

アー1) 研究費等外部資金に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、メール配信や学内Webへの掲載により教員への情報提供を行う。

アー2) 科学研究費補助金の説明会の開催やレビュー制度により助成申請の個別支援の強

化を図る等、採択率向上のためのスキルアップ支援を行い、原則、全教員が申請する。

2 経費の効率化

(1) 経費の効率化

- アー 1) 教職員に対する光熱水費節減の呼びかけや資源の有効活用のため、両面コピー、ミスコピー用紙の再利用を徹底する。
- アー 2) 公用車の利用促進を図り、適正かつ効率的な管理を行う。
- イー 1) 最大電力使用量を抑えることにより電気料金の抑制に努めるなど、徹底した管理のもとに計画的な節電に取り組む。
- イー 2) 節水対策を継続して実施し、前年度程度の節水を進める。
- ウー 1) 委託契約などの契約内容を点検するほか、契約期間の見直しを行い、複数年度化等の対策を取り、競争的環境の確保等について一層の推進を図る。
- ウー 2) 契約にあたっては、一般競争入札及び指名競争入札による入札方式の採用並びに一括発注や複数年度契約等により、経費の削減に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

- アー 1) 資金の管理・運営については、余裕資金を定期預金により運用するなどし、適正かつ効率的な管理・運営を行う。
- アー 2) 金融機関の金利や格付け機関からの評価の動向に注視し、安全で適正な資金管理を行う。
- イー 1) 県の計画的保全工事 5 ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。
- イー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

(2) 資産の有効活用

- アー 1) 施設・設備の利用については、学内Webを活用し、教職員が事前に予約することによって、有効かつ効率的な利用を図る。
- アー 2) 体育館やテニスコート等大学資産の貸付について、申請方法等の詳細情報を大学HPで公開し、地域住民に積極的に貸し出すことにより有効活用を図る。
- アー 3) 現在、空きのある職員住宅の活用による収益向上を図るため、学生向け住宅への一部転用が可能か検討する。
- イ) 看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が、優れた研究成果を発信する学術誌としてさらに認知され、社会的役割を果たせるよう、増加しつつある投稿論文に対応できるよう査読・編集作業の効率化を進め、年 3 回の定期発行を目指す。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の充実

- アー 1) 自己点検・評価委員会の位置付けと分掌事項を新たにし、内部質保証の充実を図る。
また、平成30年度から新設するFD/SD委員会の活動を活性化させ、委員の研修と学内全教員へのFDに関する情報提供やFD研修活動を推進する。
- アー 2) 学部における講義演習科目全てで授業評価アンケートを実施し、集計結果を公表する。
- アー 3) カリキュラム及びカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの評価方法を見直し、

改善を図るとともに、学生を対象に調査を実施する。

イー1) 年報を作成し、大学HPに公開する。

イー2) 自己点検・評価のよりよい推進のための研修に参加する。

2 情報公開や情報発信の推進

(1) 情報公開や情報発信の推進

アー1) 中期目標、中期計画、年度計画、大学機関別認証評価の内容を大学HPで公開する。

アー2) 大学経営の透明化を図るため、財務運営状況を大学HPで公開する。また、毎月の財務進捗状況を理事会・経営審議会及び教育研究審議会において報告する。

アー3) 大学運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会及び経営審議会の議事概要をWebで公開する。

イ) 様々な教育活動や優れた研究成果を大学HPやfacebook等で定期的に紹介する。

ウー1) 大学HP等を活用して、大学イベントや学生のボランティア活動などについて情報発信する。また、それぞれの価値や魅力を大学HPに公開するとともに、各種メディアを通じて情報発信する。

ウー2) 高校生向けに大学の魅力や特徴をわかりやすく発信できる大学案内を制作する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備と活用

(1) 施設・設備の整理と活用

アー1) 「看護」及び「医療・保健・福祉」に関する蔵書の充実、図書の電子化に向けた基盤の整備を図る。

アー2) 地域に開かれた図書館となるよう、卒業生、修了生を含めた学外者の図書館利用に係るサービスの充実と環境整備について検討し、推進する。

イー1) 施設・設備の整備にあたっては、環境対策及びユニバーサルデザインに配慮した設計や機器等を積極的に採用する。

イー2) 県の施設整備課と協議しながら、省エネ仕様の照明器具を使用するなど環境に配慮して施設整備を行う。

ウー1) 県の計画的保全工事5ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。

ウー2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

2 大学の安全管理

(1) 大学の安全管理

アー1) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会を開催するとともに、掲示・メールで学生に情報提供や呼びかけを行う。

アー2) 学生の健康問題に関しては、保健室保健師と学年担任、教務学生グループが連携して支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対しては、カウンセラーと精神科医によるコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制を整備・強化する。また、保健室の活動について教職員に周知する。

アー3) 生涯健康県おおいた21推進協力事業所として、教職員の健康管理及び疾病予防に取り組む。

アー4) 安全衛生について、衛生委員会での検討を踏まえ、職場点検や適切な措置を実施し、職場の環境を改善・推進する。

- イー 1) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施し、危機管理上の対応を検証する。
- イー 2) 学生及び教職員の私用による海外渡航について、事前に大学に届出を提出することにより、災害時の安否確認に備える。また、外務省の渡航登録サービスへの登録を促す等、学生等の安全確保を指導する。
- イー 3) 「事故・災害時における危機管理マニュアル」(平成18年4月1日策定/平成24年4月1日改訂)の改定等、危機管理体制の点検・評価・見直しに着手する。

3 人権尊重の推進

(1) 人権尊重の推進

- アー 1) 教職員を対象とした研修会を開催し、人権の擁護について学習の機会を提供するとともに、外部で開催される各種研修会への参加を促す。
- アー 2) ハラスメント相談事業について、年度当初のオリエンテーション、メール、大学HP、掲示などを用い、定期的周知活動を行う。
- イ) 講義・実習や外部講師による研修会を通して人権問題の理解と意識付けを継続して行う。

4 情報管理の徹底

(1) 情報管理の徹底

- ア) 本学が定めるセキュリティ対策の点検・評価・見直しを行い、必要に応じ、その改善に取り組む。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

VIII 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

IX VIIIに記載する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときには、その計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(1) 照明監視システム更新	(工事) 14,994	施設整備費補助金
(2) ガス給湯器更新	(設計) 295 (工事) 7,387	施設整備費補助金
(3) 中央監視装置更新	(設計) 7,857	施設整備費補助金
(4) 合併処理浄化槽	(工事) 2,341	施設整備費補助金
計	32,874	

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事・労務管理の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(1) 積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実
- イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成30年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 30 年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	593,416
施設整備費補助金	32,874
地(知)の拠点地方創生推進事業補助金	4,529
自己収入	
授業料及び入学検定料収入	259,576
雑収入	8,340
受託研究等収入	2,640
目的積立金	14,611
計	915,986
支出	
業務費	
教育研究経費	164,391
人件費	623,554
一般管理費	128,041
受託研究等経費	0
計	915,986

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費 1,000 千円が含まれている。

2 収支計画

平成 30 年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	922,650
業務費	787,945
教育研究経費	164,391
受託研究等経費	—
人件費	623,554
一般管理費	128,041
雑損	—
減価償却費	6,664
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	922,650
運営費交付金収益	593,416
授業料等収益	259,576
受託研究等収益	2,640
施設費等収益	37,403
雑益	8,340
目的積立金収益	14,611
資産見返負債戻入	6,664
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

平成 30 年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	915,986
業務活動による支出	915,986
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	915,986
業務活動による収入	915,986
運営費交付金による収入	593,416
授業料及び入学検定料等による収入	259,576
受託研究等による収入	2,640
その他の収入	60,354
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—